

与党税制改正大綱決定

- 事業承継税制 -

制度調査部
鳥毛 拓馬

平成20年度(2008年度)、与党税制改正大綱の公表

【要約】

2007年12月13日、与党税制協議会は平成20年度(2008年度)税制改正大綱(以下、大綱という)を発表した。

大綱では、事業承継税制の抜本の見直しについて、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)を制定した上で、平成21年度税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税納税猶予制度」を創設するとしている。

本稿では、現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例について概説した上で、「取引相場のない株式等に係る相続税納税猶予制度」の内容についてまとめる

1. 現行の相続税軽減措置

事業承継税制は、中小企業の後継者の相続税負担を軽減する制度である。現行の事業承継税制では、特定同族会社株式等を相続した場合に、発行済株式等の総数の3分の2以内で、相続税評価額10億円以下の部分について、自社株式に対する相続税の課税価格の10%を軽減する特例(特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例、以下、特例という。)が設けられている。

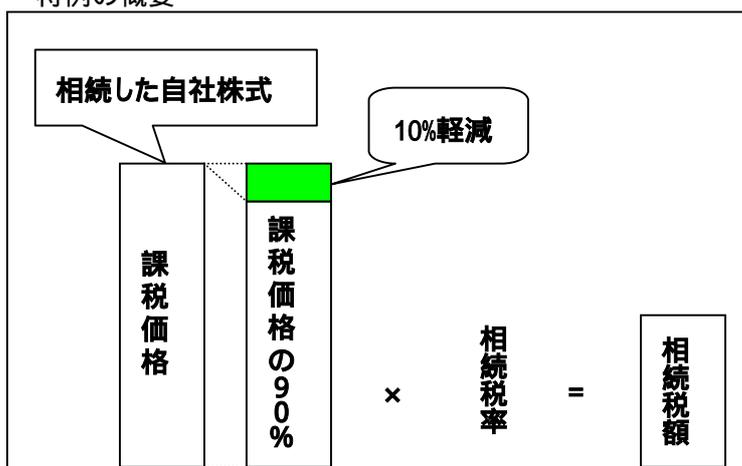
特例の要件は以下のとおりである。

特例の要件

- 発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満の会社であること
- 被相続人と同族関係者(親族(6親等内の血族・配偶者等)等)で発行済株式等の総数の50%超を保有していること
- 相続人が、相続開始から申告期限まで自社株式を保有していること及び申告期限を経過するときにその法人の役員として経営に参画していること

一定の範囲内で小規模宅地等の評価減の特例と併用して適用できる。また、相続時精算課税制度を選択した場合の生前贈与分についても、本特例が適用できる。

特例の概要



(出所)経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成

2. 現行措置の問題点

事業承継協議会の事業承継税制検討委員会は、中小企業の事業承継に関する相続税法上の改正について検討を行い、6月29日に中間報告を公表した。中間報告では、相続税負担の実態等について、2006年10月に、中小企業庁が日本商工会議所・全国商工会連合会の協力を得て実施した中小企業経営者アンケート(回答数:2369)結果を載せている。

これによると、経営者の有する事業用資産は、平均で個人財産全体の約65.7%(株式会社に限ると68.1%)、個人財産に占める事業用資産の比率が8割を超えている者が26.4%、6割を超えている者が49.9%となっている。

また、相続税に関して、63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想している。中でも5千万円超の負担が生じると予想している経営者が11.2%(株式会社の17.9%)存在し、株式等事業用資産の売却または物納を考えている企業が、全体の18.7%(株式会社の21.0%)存在するとしている。

さらに、予想される相続税負担の額が、金融資産総額を上回っている経営者が19%(株式会社の25.9%)存在するとし、事業用資産の集中的承継に直接的な影響が生じるケースが全体の2割程度は存在することになるとしている。

その上で、欧米諸国の事業承継税制に様々な優遇措置等が盛り込まれている一方で、わが国の事業承継税制では限定的にしか優遇措置等が設けられていないといった問題もあることも指摘している。

結論として、日本でも欧米並みの税制措置を導入することで、深刻化する事業承継問題に対応すべきであると主張されている。

アジア諸国等の相続税・贈与税の概要及び各国の事業承継税制における事業継続要件については、

以下のとおりとなる。

事業用資産の相続税減額割合について、フランス(75%軽減)、ドイツ(22.5万ユーロ控除後、一律35%軽減)、イギリス(非上場会社株式や個人事業主の事業用土地につき100%軽減)と比べると、わが国の事業承継税制では限定的にしか優遇措置等が設けられていないことがわかる。

アジア諸国等の相続税・贈与税の概要

国・地域名	相続税の有無・税率	贈与税の有無・税率	事業用資産に関する軽減措置
フィリピン	あり(5%～20%)	あり(2%～15%)	
台湾	あり(2%～50%)	あり(4%～50%)	
シンガポール	あり(5%～10%)	なし	住宅は900万ドル(7億2,144万円)まで、動産は60万ドル(4,810万円)まで非課税
韓国	あり(10%～50%)	あり(10%～50%)	事業用資産・株式の相続は、1億ウォン(1,326万円)まで非課税。 要件は、相続人が相続前2年間事業に従事。被相続人が当該事業・株式を相続5年前から保有。相続後、5年間事業継続。(一部非適用業種あり)
(参考) 日本			特定事業用宅地:80%軽減、他の事業用宅地:50%軽減、非上場会社株式:10%軽減

(出所)事業承継税制検討委員会中間報告(事業承継協議会、事業承継税制検討委員会)から抜粋

各国の事業承継税制における事業継続要件について

	事業用資産の相続税減額割合	承継者の事業継続要件	継続要件の証明
フランス	一律75%軽減	相続後6年間の継続保有 相続後5年以上の事業継続	事前に被相続人が34%以上(非上場株)かつ2年以上の株式保有契約を他の株主と締結し税務当局に提出 相続時に相続人の事業継続の届出の写し及び会社の証明書を税務当局に提出 毎年、事業従事の届出書を税務当局に提出
ドイツ	一律35%軽減 (22.5万ユーロ控除後)	相続後5年間の継続保有	要件を満たさなくなった場合に税務署に申告
イギリス	非上場会社株式や個人事業主の事業用土地:100%軽減 会社が事業に用いている個人所有の土地・建物・機械設備:50%軽減	継続保有・事業継続ともになし	相続前の継続状況について税務署の質問状及び税務調査による確認

アメリカ	なし 一律 130 万ドルまでの非課税措置がとられていたが、2004 年以降、遺産税本体の基礎控除が 150 万ドルに引き上げられたことにより、2003 年末で廃止。 2007 時点の基礎控除は 200 万ドル	相続後 10 年間のうち、連続 8 年中の 5 年以上の事業従事(2003 年までの制度)	
日本	特定事業用土地:80%軽減 他の事業用宅地:50%軽減 非上場会社株式:10%軽減 c.f.農地:「課税評価額 - 農業投資価格」部分につき納税猶予、要件充足で免除	特定事業用宅地:相続税申告期限までの事業継続 他の事業用宅地:なし 非上場会社株式:相続税申告期限までの継続保有かつ役員就任 c.f.農地:20 年間の農業経営継続(都市部は死亡まで)	要件を満たさなくなった場合に税務署に申告 c.f.農地:3 年毎に農業委員会による農業経営継続の証明を税務署に提出

(出所)事業承継税制検討委員会中間報告(事業承継協議会、事業承継税制検討委員会)。ただし、米国については大和総研制度調査部が修正

3. 平成 20 年度税制改正大綱の内容

2008 年 12 月 13 日に公表された平成 20 年度(2008 年度)税制改正大綱では、「取引相場のない株式等に係る相続税納税猶予制度」の創設について盛り込まれている。

この制度は、事業承継相続人が、発行済議決権株式等の総数等の 3 分の 2 に達するまでの部分に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予するというものである。

これは、既に小規模宅地特例で実現している 80%の課税価額減額措置と同様の措置を非上場株式等にも認め、大幅な相続税の軽減を図るものである。相続税に関して、個人形態と法人形態の事業用資産に差異を設けるべきではないことから、土地と非上場株式の差異を改め、両者のバランスを図る必要があることから求められたものである。

今般の猶予制度については、現行の 10%軽減措置の特例を拡充することにより導入されるものではなく、別途新たな特例として設けられることになった。

相続人、被相続人の要件はそれぞれ以下のとおりとなる。現行の要件とほぼ同じである。経済産業大臣の確認を要件とするのは、事業の継続を担保するためであると思われる。

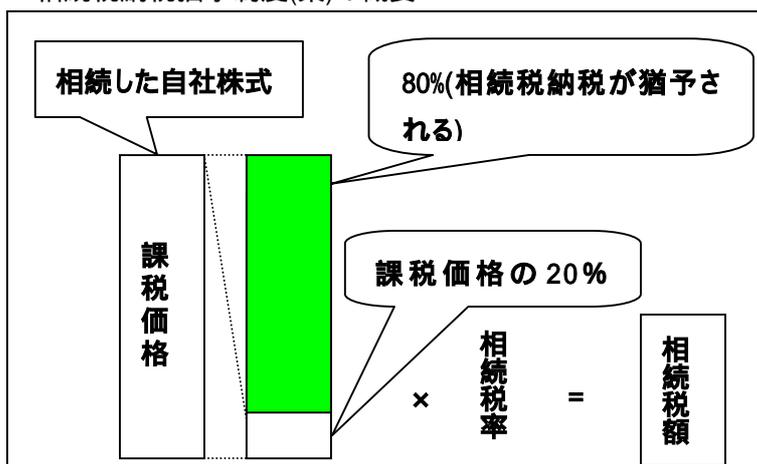
相続人、被相続人の要件

相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継相続人」、すなわち、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)における経済産業大臣の確認を受けた一定の中小企業の発行済株式等について同族関係者と合わせて過半数を保有 ・その同族関係者の中で筆頭株主である後継者
-----	--

被相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・会社を経営 ・その会社の発行済株式等の過半数を同族関係者と合わせて保有 ・その同族関係者(事業承継相続人を除く。)の中で筆頭株主であったこと
------	---

猶予税額については、納税猶予の対象となる株式等のみを相続した場合の相続税額から、その株式等の金額の 20%相当額の株式等を相続した場合の相続税額を控除した額としている。

相続税納税猶予制度(案)の概要



(出所)中小企業庁資料を基に大和総研制度調査部作成

大綱では、事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有し続けたなど一定の場合には、猶予税額を免除するとしている。

また、大綱では、租税回避行為防止措置として、以下のものを盛り込んでいる。事業の継続期間については、5年としていることが読み取れる。

租税回避行為防止措置

- ・事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から 5 年の間に、代表者でなくなる等、事業継続をしていないと認められる場合には、猶予税額を全額納税する
- ・相続税の法定申告期限から 5 年経過後、猶予の対象となった株式等を譲渡した場合には、その株式等に対する譲渡株式等の割合に応じた猶予税額を納付する。
- ・猶予税額を全額または一部納付する場合、相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する
- ・猶予を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない
- ・個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる

適用時期については、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置其他所要の措置を講ずるとしている。

すなわち、大綱によると相続税の猶予制度は平成 21 年度(2009 年度)税制改正で盛り込まれることになっているので、相続税の猶予制度そのものは平成 21 年 3 月末に成立するものと思われる。もっとも、日本経済新聞(2007 年 12 月 7 日、夕刊)によると、平成 20 年 10 月 1 日から適用される予定としている。中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)の施行日が平成 20 年 10 月 1 日となり、その日に遡って相続税の猶予制度が適用されるものと思われる。

なお、現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例については、所要の経過措置を講じた上で廃止される予定である。

今後の税制改正のスケジュールは以下の通りとなる。

現在の国会は、衆院で与党、参院で野党がそれぞれ多数を占める「ねじれ国会」となっているものの、事業承継税制の見直しについては、民主党も肯定的であるため、実現する公算は大きいものと思われる。

今後の税制改正のスケジュール

1 月中旬	閣議決定 (「平成 20 年度税制改正の要綱」)
2 月初旬	税制改正法案の国会審議スタート
3 月下旬	税制改正法案成立
4 月 1 日 ~	改正税法が順次施行